PFI法施行から20年 地方財政の逼迫を見据え 民間資金・ノウハウの活用を

PFI プロジェクト・ チーム

委員長 橋本 圭一郎 地下 誠二

経済同友会では、民間手法を用いた公共サービス の効率化や地方行政の生産性向上に向けて PPP/PFIの積極的な活用を提言してきた。

昨年、PFI法施行20年を迎えるにあたりPFI部 会(現PFIプロジェクト・チーム)を設置し、課題 整理を取りまとめた。橋本圭一郎、地下誠二両委 員長が語った。

(インタビューは10月28日に実施)

橋本 圭一郎 委員長 経済同友会 副代表幹事・専務理事

1951年徳島県生まれ。74年一橋大 学部卒業後、三菱銀行(現·三菱UFJ銀 塩屋土地取締役副社長·COO、16年取 締役副会長、19年取締役、現在に至る 事。19年より副代表幹事・専務理事、 広報戦略検討委員会委員長。20年度PFI

地方行財政改革は喫緊の課題 単年度予算主義もPFI普及の妨げ

橋本 昨年11月、自然災害の多発を受 けて、櫻田謙悟代表幹事が防災インフ ラ整備のためにPFI活用の可能性を提 案したことを受けて部会が発足し、今 年度にPTへ改組されました。昨年は PFI法施行20年の節目で、PFI事業数 は伸びてはいるのですが、地方自治体 を含めた財政赤字は深刻さを増し、イ ンフラの老朽化も進んでいます。しか も新型コロナの感染拡大で地方行財政 改革は喫緊の課題となっており、もっ とPFIの裾野を広げる必要があります。 地下 PFI事業は累計740件に達して いますが、一方で約8割の地方自治体 は実施したことがありません。普及が 進まない理由は、一言で言えば多くの 自治体がPFIに馴染みが薄いことです。 PFI法施行当初は巨大案件から始まっ たので、小規模な自治体からは自分に は関係ないとみなされていました。ま た、東京の大企業が仕事を奪ってしま うという誤解もあったようです。

公共事業が単年度予算主義であるこ

とも普及を妨げていると思います。単 年度予算で仕事をしている人に「将来を 先取りして議論して」と言っても通じ にくく、民間事業者も、自治体から単 年度ごとに個別に発注されるのが当た り前と受け止めています。また、PFIで は業種をまたいで多くの企業が連携し ますが、業者にその経験が少ないのが 実情です。

橋本 自治体には、地方債などで事業 を行った方が簡単だという意識もある ようです。特に今は金利が低いのでそ う感じられるかもしれないのですが、 金利はいつまでも低いままで安定して いるわけではありません。

人的資源と首長のリーダーシップ 地方が取り組むインセンティブが必要

地下 自治体の不慣れを解消するには、 PFI手法に理解のある人的資源を増や すことが重要です。自治体では担い手 が不足しているので、国や民間企業が 提案やアドバイザリー支援を行う仕組 みも検討すべきです。例えば「PFI マス ター」(仮称)といった資格認定制度を 設けて、人材を養成する必要もあると

考えます。また、地域の金融機関のコー ディネーター機能も有効なので金融機 関にも頑張ってもらいたい。

橋本 他地域における PFI 事業の成果 や行政費用の節減効果など、メリット の「見える化」が進めば、自治体の考え も変わってくると思います。大型案件 や高度な案件は東京の大企業のものと 考えがちですが、東京の企業と地元企 業で得意な事業が異なるため、役割を 分担すればいいと思います。

地下 現在の制度では、国は公共施設 の整備などにあたり、国庫支出金の交 付の他、地方交付税措置をするなどし て自治体の負担を軽減する場合があり ます。PFIで費用軽減を図ると、節約 分が召し上げられるのではないかとい う不安が自治体にはあります。地方が 取り組むインセンティブが必要です。 高度経済成長時代にできた制度のベー スがまだ残っているので、現在の地域 が置かれた環境を踏まえ、あるべき制 度に構築し直さないといけません。

橋本 首長がイニシアチブを取ってい る地域はPFIが進んでいるところが多 いです。ただ、こうした首長は限られ



ています。また、地方議会を通さない といけないので、議員の理解促進も必 要です。単体のPFIが広域で複数を東 ねたものになったり、コンセッション 方式ができたりと、PFI 事業も20年で 進歩しています。それをさまざまな機 会を捉え発信していきたいと思います。

各地経済同友会とも協力して 具体的事例を示していきたい

地下 地方財政は根本的な問題が先送 りになっていると思います。各地経済 同友会の皆さんも、経済人として、限 られた財源を適正に使うことの意義を 理解してくださるはずです。まずは、 この成果物を読んでいただきたいです。 橋本 このPTでは、PFIの重要性を理 解してもらうためのセミナーを各地で 行う予定でした。新型コロナの感染拡 大で延期していますが、少人数、オン ラインも視野に開催したいと思います。 具体的な案件の事例を示しながら、各 地の経済同友会とも協力、個別事業の 創出も見据えて、自治体、地域企業、 金融機関と対話を進めていきたいと考 えます。

概要(10月16日発表)

地方創生に向けたPFIのさらなる利活用にあたっての課題

本会は昨年、「民間資金等の活用による公共 施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法) 施行20年にあたり、PFI事業のさらなる普及 と活用に向けて現状と課題を検討してきた。

今般、新型コロナウイルス感染拡大の影響に より、地方自治体の財政状況がさらに悪化し つつあることを踏まえ、地方財政改革の観点 も踏まえ、課題と解決の方向性を公表した。

問題意識

- ●現在、新型コロナウイルス感染拡大という 新たな危機が進行している。地方自治体の 財政余力は急激に失われており、今後、地 方財政の逼迫度は加速度的に高まると予想 される。VUCAの時代において、財政に過 度に依存せず、地域社会の持続可能性を確 立するには、官民や国と地方自治体の間の 役割分担をあらためて検討する必要がある。
- ●これまでに行われたPFI事業は累計740件、
- 事業規模は総額で6.2兆円に上っているも のの、依然として未実施の地方自治体も多 く、さらなる普及が課題である。
- ●約8割の地方自治体はPFI事業を実施した ことがなく、この傾向は人口20万人未満の 小規模自治体で特に顕著であり、地域差も 大きく、インフラ分野で十分に活用されて いない。

地方自治体でのPFI事業の拡大に向けた課題

(1) 人的資源の不足による「負のスパイラル」

制度設計や有効性を十分に理解し、「腹落 ち感」を持って職員や議会、住民に自ら働き 掛けていくようなリーダーシップを発揮する 首長は限られている。また、特に小規模の地 方自治体を中心として、組織内でPFI事業の 経験や知識を有する職員が限られている上、 現場における技術系職員の不足や高齢化もあ り、PFI手法の検討やそれに伴う事務負担に 対応することが難しい状況にある。

(2) 「見える化」の不足と地域企業に対する参入障壁

地方議会や地域住民の間にPFI手法に対す る根強い不安感が存在する。その一因とし て、公共施設の収支状況や今後の見通し、他

地域におけるPFI事業の成果に関する「見え る化」の不足が挙げられる。

(3) 地方財政制度との不整合

国は、地方自治体にPFI手法の活用を促し ているが、各種の地方財政制度は必ずしもそ の方針と整合していない。PFI手法によって 費用軽減を図るインセンティブが地方自治体 から失われている。

(4) コンセッション方式を巡る課題

現在のコンセッション方式では、運営権に 基づく運営事業から「建設」および「改修」が 除外されているため、施設整備の段階から運 営までを見据えた一気通貫の受託が困難と なっている。

解決の方向性

(1) 人的資源の充実に向けた取り組み

首長や地方議会議員のPFI手法に対する理 解度の向上が不可欠である。全国知事会をは じめとする地方6団体と連携し、対象を首長 や地方議会議員にも各種勉強会・セミナーな ど拡大していく必要がある。加えて、「PFIマ スター」(仮称)といった資格認定制度を設 け、地方自治体職員の能力開発やノウハウ共 有を加速していく必要がある。

(2) 「見える化」 の推進と地域企業の参入促進

地方自治体が自らを取り巻く課題を分かり やすく開示し、PFI手法の採用がもたらすメ リットを 「見える化」 する取り組みが必要で ある。その際には、近隣や同規模の地方自治 体との比較可能な形での開示が重要である。

(3) 将来負担の軽減を促す財政制度の改革

地方財政制度全般を、中長期の視点で地方 自治体が財政運営に取り組むことを促すよう に改革していく必要がある。PPP/PFIの実施 にかかわらず、国・地方全体を通じて将来の 財政負担の軽減を図る視点が重要であり、高 補助率の国庫支出金の交付や後年度の地方交 付税措置などは極力控え、それぞれの地方自 治体の主体的な意思決定に政策選択を委ねて いくことが望ましい。

(4) コンセッション方式などに関する改善策

運営権に基づく運営事業に 「建設」「修繕」を 加え、施設整備の段階から運営までを見据え た一気通貫の受託が可能な制度とすべきであ る。一方、地方創生の観点からは、小規模案 件を中心に地域企業の参画を拡大していくこ とも必要である。いわゆる「スモール・コン セッション」などの小さな事業については、 地域密着の強みを有する中小企業を中心に産 業育成も考慮した選定を行い、大企業はアド バイザー的立場で参画することが望ましい。

